必要書類

応募に係る提出書類一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 提出書類 | 内容説明 | 様式等 |
| 1 | 事前審査申請書 | 所定の様式 | 様式第1号 |
| 2 | 開設提案書 | 所定の様式 | 様式第2号（別紙1、７） |
| 3 | 事業運営書 | 所定の様式 | 様式第3号 |
| 4 | 法人代表者等誓約書 | 所定の様式 | 様式第4号 |
| 5 | 同意状況一覧表 | 所定の様式 | 様式第5号 |
| 6 | 法人登記簿謄本 | 応募申込日前3ケ月以内のもの | 原本 |
| 7 | 法人概要 | ①事業概要、事業経歴、実績②事業者の基本事項（代表者・管理者の経歴書、役員名簿）③現在運営している介護保険事業所及び関連事業等に関する資料(パンフレット等) | 任意（②参考様式1） |
| 8 | 予定事業所（建物）の図面、立面図、配置図等 | ①改修及び増改築の場合は改修、増改築前の図面や現況写真（全景、内部）を添付②指定基準の要件に合わせ、各部屋の用途及び面積等明示する。③開設予定地の現況写真等も添付。 | 任意 |
| 9 | 施行計画（事業スケジュール） | 着工、竣工、事業開始日や工事種別ごとの工程表等 | 任意 |
| 10 | 資金計画書 | ①事業所開設に係る総事業費、財源内訳等②資金借り入れがある場合は、借入予定先や折衝記録、償還計画も添付。 | 任意（参考様式3） |
| 11 | その他 | ①業務継続計画を策定したことがわかるもの②高齢者虐待防止の指針がわかるもの③借地等所有者の同意書 | 任意 |

様式第１号（第３条関係）

地域密着型サービス指定候補事業者事前審査申請書

　　令和　　　年　　　月　　　日

中新川広域行政事務組合　管理者　様

法人所在地

法　人　名

代表者氏名

電　　　話

FAX

介護保険法に規定する指定地域密着型サービス事業所等の指定を受けたいので、中新川広域行政事務組合指定地域密着型サービス事業所等指定事務取扱要綱第３条の規定により、関係書類を添えて事前審査を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の所在地（事業所予定地） |  |
| フリガナ |  |
| 事業所名称(仮称) |  |
| 開設を予定している事業所の種類 | 定　　員 | 事業開始予定年月日 |
|  |  |
| 担当者氏名 |  |
| 住　　　所 |  |
| 電話番号 |  |
| F　A　X |  |

※問い合わせが必要になった場合に連絡がとれる方の氏名・住所等をご記入ください。

様式第２号（第３条関係）

地域密着型サービス事業開設提案書

1．計画の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法　　　人 | 法　人　名 |  |
| 法人所在地 |  |
| 法人種別 | * 社会福祉法人　　□　医療法人
* NPO法人　　　 □　株式会社・有限会社
* その他（　　　　　　　　　　）
 |
| 事業所予定地の状況 | 敷地面積 | 　　　　　　　　　㎡ |
| 建ぺい率 |  |
| 用途地域 |  |
| 土地権利 | * 自己所有　　　□借地
* 買収（　　年　　月予定）
 |
| 建物の形態、構造、面積等 | 建物の所有関係 | * 自己所有　　　□　賃貸
* 買収（　　年　　月予定）
 |
| 施設整備の区分 | * 新築　　　□　増築　　　□　改築

（※増築及び改築の場合　　　　年築） |
| 構造・階層 | 　　　　　造　　　　　階建 |
| 床面積 | 　　　　　階　　　　　㎡　　　　　階　　　　　㎡　　合計　　　　　㎡ |
| 併設施設の有無 | 有・無 | 有の場合の施設種別（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 事　業　費及び財源 | 区　　分 | 事　業　費 | 財　源　内　訳　(単位千円) |
| 借入金 | 補助金 | 自己負担 |
| 用地取得 |  |  |  |  |
| 建物・設備 |  |  |  |  |
| 運転資金 |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |

2　添付書類　別紙1～7（実施予定事業のみ）

様式第３号（第３条関係）

事業運営書

法人名

実施事業

事業運営の目的、基本理念・運営方針等

|  |
| --- |
| ①応募した理由（書ききれない場合は別の用紙に記入ください。）②事業の基本方針（認知症ケア等についての方針等）③地域密着型サービスの施設の立地環境、施設建物のあり方（施設予定地、施設設計にあたり工夫、配慮した点について）（用地、防災、間取り等）④事業計画について（資金計画・返済計画等の見込み等）⑤職員確保及び質の向上について（確保方策・見込、研修等）⑥地域との交流、関わりについて（地域に開かれた運営を図るための具体的な取り組み等）⑦中新川広域行政事務組合、関係町村及び関係機関（医療、介護保険施設、在宅サービス事業所等）との連携について |

様式第４号（第３条関係）

法人代表者等誓約書

令和　　　年　　　月　　　日

中新川広域行政事務組合　管理者　　様

所在地

申請者　 名　称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

申請者、役員等がこの申請に関して、介護保険法第７８条の２第４項各号、第１１５条の１２第２項のいずれにも該当しない者であること及び申請事項に虚偽がないことを誓約します。

　また、中新川広域行政事務組合が、中新川広域行政事務組合指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例第３条に基づき、必要に応じて、法人及び役員の情報を富山県警察に照会することについて、同意します。なお、その際は、中新川広域行政事務組合からの依頼に応じ、必要な情報提供を行います。

|  |
| --- |
| 【介護保険法第７８条の２第４項】１　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。２　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第７８条の４第１項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第５項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。３　申請者が、第７８条の４第２項又は第５項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。４　当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。４の２　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。５　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。５の２　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。　５の３　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。６　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。６の２　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され，その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。６の３　申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。７　申請者が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７８条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第７８条の８の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。７の２　前号に規定する期間内に第７８条の５第２項の規定による事業の廃止の届出又は第７８条の８の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。８　申請者が，指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。９　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第４号の２から第６号まで又は前３号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。１０　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第４号の２から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。１１　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号の２から第６号まで又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者であるとき。１２　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号の２から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者であるとき。【介護保険法第１１５条の１２第２項】１　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。２　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第１１５条の１４第１項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第５項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。３　申請者が、第１１５条の１４第２項又は第５項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。４　当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。４の２　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。５　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。５の２　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。　５の３　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。６　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第１１５条の１９（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。６の２　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第１１５条の１９（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。６の３　申請者と密接な関係を有する者が、第１１５条の１９（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。７　申請者が，第１１５条の１９（第２号から第５号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第１１５条の１５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。７の２　前号に規定する期間内に第１１５条の１５第２項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過していないものであるとき。８　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。９　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第４号の２から第６号まで又は前３号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。１０　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第４号の２から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。１１　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号の２から第６号まで又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者であるとき。１２　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所　で、その管理者が第４号の２から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第８号までのい　ずれかに該当する者であるとき。 |

様式第５号（第３条関係）

同意状況一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 法　人　名 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏　　名 | 住　　　所 | 同意状況 | 日　付 | 説明会等 | 経緯説明 |
| ① |  |  |  |  |  |  |
| ② |  |  |  |  |  |  |

* 計画地に係る町内会、自治会及び計画地に隣接する近隣住民等について作成してください。
* 番号欄に記入した番号を住宅地図にも表記してください。
* 同意状況欄は、**○：同意確認済／△：同意保留中・不在／×：反対**のいずれかを記入してください。
* 説明会等欄は、説明会への出欠状況、個別訪問の有無を記入してください。
* 経緯説明欄は、住民等の意向（同意取得に当たって住民から出た意見、要望）を詳細に記入してください。同意を得られていない住民については、今後の法人の取組みを記入してください。

別紙１

実施予定事業の計画

（小規模多機能型居宅介護・複合型サービス）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施要諦事業 |  |
| 登録定員 | 　　人 | 通いサービス利用定員 | 　　　　　　　　　人 | 宿泊サービス利用定員　　　　 | 　　　　　　人 |
| 従業員の職種・員数 | 区　分 | 介護従事者 | （内看護職員） | 　介護支援専門員 |
| 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 |
| 常　勤(人) |  |  |  |  |  |  |
| 非常勤(人) |  |  |  |  |  |  |
| 合　計(人) |  |  |  |  |  |  |
| 建物構造概要 |
| 居間及び食堂の合計面積 | ㎡ | 宿泊室（個室の）１つの面積 | ㎡ |
| 宿泊室数 |  | 個室以外の宿泊数 |  |
| 営業時間(通所) | 午前　　　時　　分　～　午後　　時　　分 |
| 利用者負担（介護負担１割以外） | 項　　目 | 費　　用　　額 |
| 食　　　費 |  |
| 宿　泊　費 |  |
| そ　の　他（　　　　　　　） |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

別紙７

実施予定事業の計画

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施予定事業 |  |
| 形態 | * 一体型　　　　　□　連携型
 |
| オペレーションセンターの有無 |  |
| オペレーションセンターの箇所数 |  |
| 予定利用者 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　人 |
| 従業員の職種・員数 | 区　分 | 介護従事者 | （内看護職員） | 　介護支援専門員 |
| 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 |
| 常　勤(人) |  |  |  |  |  |  |
| 非常勤(人) |  |  |  |  |  |  |
| 合　計(人) |  |  |  |  |  |  |
| 営　業　日 |  |
| 利用者負担（介護負担１割以外） | 項　　目 | 費　　用　　額 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

 (参考様式1)

代表者・施設長経歴書

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 | 　 |
| 氏名 | 　 | 年齢 | 　 |
| 役職名 | □　代表者　(役職名　　　　　　　　　　　　　)□　施設長　(所管事業名　　　　　　　　　　　) |
| 主な職歴等 |
| 年　月～　年　月 | 勤務先等 | 職務内容 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 職務に関する資格 |
| 資格の種類 | 資格取得年月日 |
| 　 | 　 |
| 研修等の受講状況等 |
| 　 |

(参考様式3)

資金計画書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名 | 　 | 実施事業 | 　 |
| 事業所名 | 　 |
| 事業費 | 建築・設備費 | 工事請負費 | 　 |
| 事務費 | 　 |
| 備品費 | 　 |
| 用地取得費 | 　 |
| (建物取得費　既存建物を買い取る場合) | 　 |
| 運転資金 | 　 |
| 合計 | 　 |
| 資金計画 | 建築・設備費 | 補助金(予定) | 　 |
| 借入金 | (借入先を記入) | 　 |
| (借入先を記入) | 　 |
| 自己資金 | 　 | 　 |
| 用地取得費 | 借入金 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 自己資金 | 　 | 　 |
| 建物取得費 | 借入金 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 自己資金 | 　 | 　 |
| 運転資金 | 借入金 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 自己資金 | 　 | 　 |
| 合計 | 　 | 　 |
| 自己資金合計 | 　 |
| 借入金合計 | 　 |